

基本料金表 【 通所リハビリテーション (デイケア) 】

| 介護度  | 基本単位 | サービス提供体制強化<br>加算Ⅱ | 保険適応合計/日<br>① | 食費  | 日用品費 | 教養<br>娯楽費 | 自費分合計/日<br>② | 小計/日<br>①+② |
|------|------|-------------------|---------------|-----|------|-----------|--------------|-------------|
| 要介護1 | 734  | 19                | 753           | 650 | 185  | 155       | 990          | 1743        |
| 要介護2 | 872  | 19                | 891           | 650 | 185  | 155       | 990          | 1881        |
| 要介護3 | 1007 | 19                | 1026          | 650 | 185  | 155       | 990          | 2016        |
| 要介護4 | 1167 | 19                | 1186          | 650 | 185  | 155       | 990          | 2176        |
| 要介護5 | 1324 | 19                | 1343          | 650 | 185  | 155       | 990          | 2333        |

(単位：円) 地域区分：6級地

加算項目 ※該当する方のみにかかる費用

| 項目                        | 単位             | 備考                                       |
|---------------------------|----------------|--|
| リハビリテーション提供体制加算           | 25             | リハビリマネージメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合        |
| 入浴介助加算（Ⅰ）                 | 42             | 入浴された方                                   |
| 入浴介助加算（Ⅱ）                 | 62             | 入浴介助計画を作成し、入浴介助を行った場合                    |
| リハビリテーションマネージメント加算A（イ）    | 579            | 開始日から6か月以内                               |
| リハビリテーションマネージメント加算A（イ）    | 248            | 上記の開始日から6か月を超えた場合                        |
| リハビリテーションマネージメント加算A（ロ）    | 613            | 開始日から6か月以内かつ厚労省へのデータ提出                   |
| リハビリテーションマネージメント加算A（ロ）    | 282            | 上記の開始日から6か月を超えた場合                        |
| リハビリテーションマネージメント加算B（イ）    | 858            | 医師からの説明があり、開始日から6か月以内                    |
| リハビリテーションマネージメント加算B（イ）    | 527            | 上記の開始日から6か月を超えた場合                        |
| リハビリテーションマネージメント加算B（ロ）    | 892            | 医師からの説明があり、開始日から6か月以内かつ厚労省へのデータ提出        |
| リハビリテーションマネージメント加算B（ロ）    | 561            | 上記の開始日から6か月を超えた場合                        |
| 短期集中個別リハビリテーション実施加算       | 114            | 退院・退所後または認定日から起算して3か月以内                  |
| 認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ） | 248            | 認知症との診断があり、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる場合  |
| 認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅱ） | 1984           |  |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算       | 1292           | 開始月から起算して6か月以内に行われた場合                    |
| 若年性認知症受入加算                | 62             | 若年性認知症利用者を受け入れた場合                        |
| 栄養アセスメント加算                | 52             | 管理栄養士による栄養アセスメントを行う場合                    |
| 栄養改善加算                    | 207            | 栄養状態の改善を目的としたサービスを提供した場合                 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）         | 21             | 栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に文書で報告した場合           |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ）               | 155            | 口腔機能が低下している利用者に対し、機能向上を目的とした個別的な指導を行った場合 |
| 重度療養管理加算                  | 104            | 別に厚生労働大臣が定める要介護4,5の利用者にサービスを提供した場合       |
| 中重度者ケア体制加算                | 21             | 別に厚生労働大臣が定める中重度の要介護者を受け入れる体制を構築している事業所   |
| 科学的介護推進体制加算               | 42             | ADL・栄養・口腔・嚥下・認知症状況・心身の状況等のデータを厚労省に提出     |
| 送迎加算の減算                   | -49            | 事業所が送迎を実施しない場合の減算（片道）                    |
| 移行支援加算                    | 13             | 社会参加の維持等、質の高い通所リハビリテーションを提供する            |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）             | 所定単位の47/1000加算 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）          | 所定単位の20/1000加算 |  |

（単位：円）地域区分：6級地